

同性婚訴訟

2022年2月

1 民法と戸籍法が同性間の婚姻を認める規定を設けていないことの憲法適合性が問われた訴訟で、札幌地裁令和3年3月17判決（判時2487号3頁）は、憲法24条及び憲法13条には違反しないものの、憲法14条1項に違反すると判示した。同判決は、明治期以降現在に至るまでの我が国における同性愛に関する知見とその変化、外国の状況等を詳細に述べ、また、憲法24条1項及び2項についてその文理解釈によれば現行の民法739条1項、戸籍法74条1号等の諸規定は異性婚について定めたものであること、憲法13条は包括的な人権規定であって、同性婚を含む同性間の婚姻及び家族に関する特定の制度を求める権利が保障されていると解することは難しいことを説示する。そして、憲法14条1項違反に関しては、立法府は同性間の婚姻及び家族に関する事項について広範な立法裁量を有しているとした上で、「異性愛者に対しては婚姻という制度を利用する機会を提供しているにもかかわらず、同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていることは、立法府が広範な立法裁量を有することを前提としても、その裁量権の範囲を超えたものであるといわざるを得ず、本件区別取扱いは、その限度で合理的根拠を欠く差別取扱いに当たる」とした。ただし、結論として、国会が民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定を改廃していないことは、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではないとして、原告の損害賠償請求を斥けた。現在、同訴訟は控訴審である札幌高裁で審理が開始している。また、東京や大阪などでも同様の訴訟が提起され、係属中である。

2 ニューヨーク州において婚姻登録証明書を取得し日本でも結婚式を行った同性カップルの一方が、相手方が他者と性的関係を持ったことによって事実婚関係が破綻したとして、相手方及びこの他者に対して損害賠償を請求した事案が出ている。第一審（宇都宮地真岡支判令和元・9・18判時2473号51頁）及び控訴審（東京高判令和2・3・4判時2473号47頁）は相手方のみに対する損害賠償請求を認め、慰謝料110万円の支払いを相手方に命じた。理由として、このカップルの関係は「他人同士が生活を共にする単なる同居ではなく、同性同士であるために法律上の婚姻の届出はできないものの、できる限り社会観念上夫婦と同様であると認められる関係を形成しようとしていたものであり、平成28年12月当時、男女が相協力して夫婦としての生活を営む結合としての婚姻に準ずる関係にあった」ということができ、「少なくとも民法上の不法行為に関して、互いに、婚姻に準ずる関係から生じる法律上保護される利益を有する」（控訴審）ことを挙げている。最高裁も相手方の上告を棄却し、また、上告審として受理しないとの決定をして（最決令和3・3・17 LEX/DB25569621）、決着している。同性カップルについて、準婚関係としての法的保護を超えて、法律婚としての法的効果をも保障すべきか、1の同性婚訴訟における司法の判断にとどまらず、立法的対応に向けた議論の具体化が求められる。

（常岡史子）